ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日及び試験場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

ニ　同一の水先区の二級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	限書受提験出申期請	日合格発表
区東京湾水先	八十二六成二月年二十平日	舎浜五区奈関第十七仲県東運二番通横輪合地五浜局同庁横目中神（	三第通へ船員東運二一合丁奈労働輪八同目川働環局四庁五県境海上三舎一七浜・郵番市海安便地中技全番号構北格境号二浜仲課部	着五一合に日月六平日月よ、る（郵二年成必十場送五一十	るり同む理へ方日合知じ。以を輪輪、発すよ下含監局地表
水伊先勢区三河湾		号屋各二区知中館）番三県部同号丸古屋局舎第名一古目中愛	号合丸へ船員中六同三愛部六丁知労運〇舎目県働輪一名古環境海八二番号市技全五号一屋・上三館号市海安八）郵名区資環便地区格境番屋の課部		
区大阪湾水先		舎第一中へ神一番央兵庫運地一区県輪方号波神監合同神場戸理庁戸町市部	六二波格境神五地止課部戸〇方場へ船運一〇合町兵労監〇〇同一庫県働理四舎一号戸境海三）郵便神市・上一庁丁目県全〇舎日福環〇新十岡境二館一市部		
内海水先区					
関門水先区		館）岡十一多福運合一多福輪同番駅岡局庁一東二博へ舎号二丁多福	三番博海九）郵一多技州便号区資運番号福課局八岡駅へ福海二合同二岡安一庁丁目福環〇舎日岡境二館一市部		

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日及び試験場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十二円分を貼つた返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成26年12月９日までに福岡財務支局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21081002143②谷口　義樹③谷口　義樹④福岡県嘉麻市下山田ウナブシ50―３

①21481002071②有限会社クロスレシオ③筆保　謙治④福岡県大野城市仲畑２丁目10番44号

①21481002190②宇都　信長③宇都　信長④福岡県福岡市博多区西月隈１―14―17

①21481002393②萩尾　壮史③萩尾　壮史④福岡県筑紫野市上古賀３―７―６

①21481010166②有限会社Ｈイブルワーク③竹川　直④福岡県飯塚市潤野904番地40

平成 26 年 11 月 10 日

福岡財務支局長　長谷川　靖

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年10月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　村崎建設株式会社　寺田　丈男　神奈川県厚木市下川入386―12　国土交通大臣許可（般・特―21）第18550号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年10月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　河本工業株式会社　河本　榮一　群馬県館林市北成島町2544　国土交通大臣許可（特―23）第666号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年10月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　杉本電機産業株式会社　小林　則道　神奈川県川崎市川崎区渡田向町６―５　国土交通大臣許可（般―23）第19424号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄